

熊本市南部地域地形図作成業務委託 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、「熊本市南部地域地形図作成業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 遵守事項

1. 本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、測量業務共通仕様書（熊本市 令和7年10月）（以下、共通仕様書）、その他関連法令や示方書等に従わなければならない。
2. 本特記仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項でも、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用してはならない。

第4条 業務上の疑義

1. 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。また、その時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
2. 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第5条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。（電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない。）

第6条 業務計画

受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を提出し、調査職員に提出をしなければならない。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準

- ⑨ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他（行政情報流出防止対策、保険加入等）
- ⑫ 調査職員が指示するもの

第7条 打合せ

本業務の打合せは原則3回（中間打合せ1回を含む）とする。必要に応じて中間打合せが増減する際は、別途協議を行う。また、打合せを行う場合においては、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互確認しなければならない。

- ① 当初打合せ 業務計画書提出時
- ② 中間打合せ 1回
- ③ 最終打合せ 成果品納品時

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しにあたっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受けなければならない。

第9条 資料等の貸与

1. 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
2. 貸与する資料については以下の通り。受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。また、業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。

貸与資料：熊本市全域に係る航空写真データ（R5.12撮影分）※写真地図成果含む

第10条 TECRISの登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第 11 条 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと。

第 12 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受託者は、業務計画書及び共通仕様書第 137 条に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第 13 条 ウィークリースタンスについて

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス」実施要領に基づき、受委託者の協力のもと取り組むものとする。

第 14 条 第三者の土地への立入り

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後 10 日（休日等を除く）以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第 15 条 保険加入

受託者は、共通仕様書第 139 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 16 条 業務期間

業務期間については契約日から令和 9 年（2027 年）3 月 22 日までとする。

第 17 条 その他

1. 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、業務を実施しなければならない。
2. 受託者は、委託者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

第2章 業務内容

第18条 目的

本業務は、熊本市域の地形図作成のため数値図化（レベル1000）を行うもの。

第19条 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 作業計画
- ② 現地調査
- ③ 数値図化
- ④ 数値編集
- ⑤ 補測編集
- ⑥ 数値地形図データファイル作成
 - (1) 図化範囲 委託者が指示する計画範囲（ $A=5.43 \text{ k m}^2$ ）
 - (2) 精度内容 地図情報レベル 1000
 - (3) 適用規則 国土交通省「公共測量作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号一部改正）（以下、作業規定）」に則り行うこと

第20条 座標系

座標系については業務着手時に調査職員と協議し決定すること。

第21条 製品仕様書

製品仕様書は、本業務における各種測量の概覧、適用範囲、データ製品識別、データの内容及び構造、参照系、データ製品配布、データ品質、メタデータ等について体系的に記載し、公共測量承認と併せて国土地理院へ申請を行うものとする。

第22条 メタデータ

メタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

第23条 数値図化

本業務における航空写真撮影及び写真地図作成については、作業規定に準拠し作業を行うものとする。

電子基準点、三角点、水準点等の標高成果については測地成果2011とすること。なお、本業務において貸与を予定している資料（熊本市全域に係る航空写真データ（R5.12撮影分））について、測地成果2024へのパラメータ補正、同時調整作業は予定していない。

受託者は、作業にあたっては、各種精度管理表を作成し品質確保に努め、最終的に国土地理院より公共測量としての承認を得るものとする。また、図化範囲の全面積の2%を対象に、作業規程第15条に基づき第三者機関による測量成果の検定を受けるものとする。

第24条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成すること。なお、整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。

報告書作成には、成果品概要版の作成を含む。なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第3章 成果品

第25条 成果品（電子納品）

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
3. 成果品の提出は、電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、紙媒体で1部提出する。なお、本業務の実施にあたり作成した参考資料等（電子納品対象外）を納品する場合は、別途、電子媒体（CD-R・DVD-R）で1部提出すること。
4. 電子成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認したうえで提出すること。
5. 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議すること。

第26条 提出場所

成果品の提出場所は、熊本市都市建設局土木部道路計画課とする。

位置図

